

別表1 第1号様式 (第6条関係)

神奈川県事業用等EV導入費補助金交付申請書

書類の作成日を記入

令和6年5月2日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒 231-8588
 住所 横浜市中区〇〇1-2-3
〔法人等の場合は所在地〕
 フリガナ エイビーシーリースカブシキガイシャ
 氏名 ABCリース株式会社
〔法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名〕 ダイヒョウトリシマリヤク カナガワ タロウ
 代表取締役 神奈川 太郎
〔個人事業者にあつては下記の生年月日・性別を記載〕 申請者が個人事業者の場合は記入
 生年月日 T・S・H 年 月 日生
 性別 男 ・ 女

注 転リースにより導入する補助事業の対象車両である場合は、本紙中に当該転リース事業者についても上記内容を記載する欄を設け、連名(リース事業者、転リース事業者)で申請してください。

事業用等電気自動車 (EV) を導入するため、神奈川県事業用等EV導入費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、7の誓約事項について相違ないことを誓約するとともに、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式及び役員等氏名一覧表 (別表1 第1号様式別紙2) に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

1 申請者 (リースで導入する場合は、車両の使用者) が業として行う事業 (該当する□に「✓」を記載)

一般乗合旅客自動車運送事業 一般貸切旅客自動車運送事業 乗車定員11人以上の特定旅客自動車運送事業 (EVバス)	一般乗用旅客自動車運送事業 乗車定員10人以下の特定旅客自動車運送事業 (EVタクシー)	一般貨物自動車運送事業 特定貨物自動車運送事業 第二種貨物利用運送事業 (EVトラック)
□	□	✓
貨物軽自動車運送事業 (EV軽トラック)	自家用自動車有償貸渡業 (EVレンタカー)	
□	□	

2 補助金交付申請額

神奈川県事業用等EV導入費補助金事業計画書 (別表1 第1号様式別紙1) の3に記載の額

3 補助事業に関する事業用等EVの導入方法（該当する□に「✓」を記載）

未使用品のリース	未使用品のリース以外による導入 (現金、割賦販売等)
✓	□

4 補助事業の着手予定日と完了予定日

県に申請する日から1か月以上先の日を指定

- 着手予定日について、事業用等EVの発注予（購入申込予定日）を記載してください。
- 完了予定日について、次の事項のうち、遅い方の予定日を記載してください。
 - (1) 車両の初度登録日又は初度検査日
 - (2) 全額の代金支払が完了する日（割賦販売にあつては、その契約日又はその契約額を除く全額の代金支払が完了する日のいずれか遅い日）

着手予定日	完了予定日
令和6年6月6日	令和6年11月30日

5 申請者の連絡先

TEL : 045-210-1111	
電子メールアドレス : ○○○○@xxtaxi.co.jp	
部署名・役職名※	総務部・主任
担当者名※	卓 志威

※申請者が個人事業者の場合は、部署名等及び担当者名の記載は不要です。

6 自動車販売店の連絡先

※技術的事項について、確認することがあります。

事業者名 : ○○自動車販売△△店	
TEL : 045-123-4567	電子メールアドレス : ○○○○@xxxx.co.jp
部署名・役職名	営業部・主任
担当者名	車両 次郎

7 誓約事項

次の事項について相違ないことを誓約します。

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。
- (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。